

## 町田市告示第94号

### 住居表示の実施について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を定めたので同条第3項の規定により告示する。

2016年5月11日

町田市長 石 阪 丈 一

#### 1. 住居表示実施区域

小川五丁目、小川六丁目、小川七丁目  
鶴間四丁目、鶴間五丁目、鶴間六丁目、鶴間七丁目、鶴間八丁目  
南町田一丁目、南町田二丁目、南町田三丁目、南町田四丁目、  
南町田五丁目

#### 2. 住居表示実施期日

2016年7月18日

#### 3. 住居表示の方法

街区方式

#### 4. 街区符号及び住居番号

別図のとおり